

答 申

1 審査会の結論

諮問第120号案件「世田谷区鎌田三丁目〇〇番先の大蔵通りを走る東急バス株式会社の路線バスに関する文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和2年11月19日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)に基づき、請求人が行った「世田谷区鎌田三丁目〇〇番先の大蔵通りを走る東急バス株式会社の路線バスに関する文書」の行政情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和2年11月13日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、非開示部分の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び提出文書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおり要約される。

大蔵通り(玉川病院)から二子玉川駅へ運行するバスについて、初期の情報を知りたい。

道路運送法(昭和26年法律第183号)関係の法体系上、道路管理者に求められている「重要な事業計画の変更」に関する具申の要否及びその履行内容について、実施機関の「当該文書は20年以上前に廃棄された可能性が高い。」とする弁明は、道路管理者として自らに課された責任を回避するようなものであり、道路管理者の意見を得ていないということと同義である。このような弁明及び意見具申手続の内容には納得しかねる。

実施機関には、要件遵守に関する事項を責任領域とする専門職が多く存在するのであるから、更なる調査を行ったうえで資料を開示していただきたい。

資料が存在しないというのであれば、回避的表現をすることなくその旨断定していただきたい。

法の下での平等の観点から、道路拡幅・路線変更の際に行われた買収手続等への契機について説明をいただきたい。

実施機関の主張は、答弁と噛み合わない嘘が多い。情報公開が不十分であるため、調査を行ったうえで情報を出していただきたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、対象の行政情報が不存在

であるとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 請求人は、世田谷区鎌田三丁目〇〇番先の大蔵通りを通る東急バス株式会社の路線バスに関する「運行開始の経緯に関する文書」の開示を求めている。請求人のいう「世田谷区鎌田三丁目〇〇番先の大蔵通りを通る東急バス株式会社の路線バス」とは、かつて、東急コーチ（美術館線）と称され、昭和62年3月27日に運行が開始されたものである。その後、路線変更や路線分割を経て、平成13年3月1日から玉川31系統及び玉川32系統として運行されるに至っている。また、令和元年9月1日からは、玉川31系統及び玉川32系統の経路変更に伴い、玉川30系統が新設されている。
- (2) 路線バス事業すなわち道路運送法にいう「旅客自動車運送事業」に関する免許、運輸開始期日の指定、運賃の認可等は、同法により国土交通大臣の所管事項とされており、実施機関は何ら権限を有していない。
- (3) ただし、同法第91条（昭和62年当時は第124条）本文が「国土交通大臣は、路線を定める旅客自動車運送事業につき第4条第1項又は第15条第1項（路線の新設に係る事業計画の変更及び自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事業計画の変更に限る。）の規定による処分をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該処分により必要となる道路法（昭和27年法律第180号）による道路の構造及び設備に関する道路管理上の措置につき、当該道路管理者の意見を聴かなければならない」と定めているため、同条の規定に基づく意見聴取の際に国土交通大臣（又は地方運輸局長若しくは運輸支局長）と道路管理者（区市町村等）との間で、道路の構造及び設備に関して意見照会並びにそれに対する回答文書の交換がなされることは一般にあり得ることである。

しかし、実施機関が本件処分を行うにあたり当該文書を検索した結果、実施機関において存在しておらず、現時点でもその事実には変わりはない。なお、当該文書の保存期間は最長でも10年であり、仮に当時存在していた場合においても、当時の東京都世田谷区文書管理規程第25条第1項及び世田谷区文書保存年限設定基準「第3一般文書の保存年限の設定基準」「2 実施機能に係る文書」の(2)により既に保存期間が満了しており、当該文書は20年以上前に廃棄された可能性が高い。

- (4) また、区が一部で関わる行政手続のほか、東急コーチ（美術館線）の運行が開始された昭和62年頃に、区から東急バス株式会社に対する、世田谷美術館へのバス路線運行に関する要望文などの文書の作成あるいは関連する文書の取得があったとしても、本件開示請求日時点では、当該文書の保存期間（特に重要な要望処理の場合で10年）は既に満了しており、当該文書は20年以上前に廃棄された可能性が高い。
- (5) 以上のとおり、区が一部で関わるバス運行上の行政手続及び区の政策的な関与において、実施機関は開示する行政情報を保有していないことはもとより、仮に当時、何らかの文書の作成あるいは取得があったとしても、いずれも保存期間が満了していると考えられるため、実施機関が文書不存在を理由に本件処分を行ったことに違法

又は不当な点は存しない。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、世田谷区鎌田三丁目〇〇番先の大蔵通りを通る東急バス株式会社の路線バスに関する文書である。その内訳は、「世田谷美術館から区に送信されたメール(平成29年9月7日付)及び添付文書(電磁的記録)」、「平成29年9月27日付公共交通機関対策等特別委員会資料「東急バス区内バス路線の変更について」一式(電磁的記録)」、「平成29年10月30日付起案29世土計第396号「一般乗合自動車運送事業の事業計画変更認可申請について(東急バス)(回答)」「電子決裁」一式」及び「運行開始の経緯に関する文書」の4点である。

本件処分において、実施機関は、本件請求対象文書 ~ のすべてを開示し、本件請求対象文書 を非開示としている。これに対して、請求人は、本件請求対象文書 の開示を求めている。このことから、本件審査請求対象文書は、本件請求対象文書 「運行開始の経緯に関する文書」の1点と認められる。

次に、実施機関は本件処分において、当該文書を非開示とした理由につき、対象の行政情報が不存在である旨を主張している。よって、当審査会は、当該文書の存否について、以下のとおり判断する。

(2) 本件審査請求対象文書の存否について

まず、請求人の主張を受け、実施機関に対し、本件審査請求対象文書である「運行開始の経緯に関する文書」の開示請求日時点から現在に至るまでの間の存否について当審査会が聴取したところ、実施機関は当該文書を保有していないことを確認した。なお、この点において実施機関からは、開示請求日時点はもとより、審査請求された後において改めて実施機関職員が当該文書の検索にあたったものの、当該文書の発見には至らなかった旨の主張もあった。

そして、実施機関は、文書不存在の理由として、そもそも当該文書が運行開始当時に存在していたか否か定かではないが、仮に存在していたとしても、保存期間が満了しており、既に廃棄された可能性が高いと主張している。

当審査会としては、仮に実施機関が運行開始当時、当該文書を保有していたとしても、実施機関の度重なる文書搜索の結果、現時点において発見されないということは、運行開始から開示請求日までの間に、その時点における東京都世田谷区文書管理規程等に基づく文書廃棄に関する適正な手続きに基づき、当該文書が廃棄されたと認めることが相当であると判断する。

また、世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)が令和2年4月1日に施行され、区長の附属機関である世田谷区公文書管理委員会が文書廃棄の審査を行うこととなっている現在の状況とは異なり、東京都世田谷区文書管理規程等に従って文書を廃棄することとなっていた令和2年3月31日以前は、廃棄文書

の記録(目録等)は作成されない。そして、当該文書がこれ以前に廃棄された可能性が高いことに鑑みれば、当該文書がそもそも存在していたか否かを断言できないとする実施機関の主張は妥当であると判断する。

よって、実施機関が文書不存在を理由に当該文書を非開示としたことは、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和3年3月26日	(諮問第120号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和3年4月19日	(令和3年度第1回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。
令和3年5月17日	(令和3年度第2回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和3年6月21日	(令和3年度第3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年8月16日	(令和3年度第5回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年11月22日	(令和3年度第7回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年11月22日	(答申第120号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。